

## 平成29年度決算に基づく健全化判断比率等の公表について

平成29年度決算の数値を基に算定した「健全化判断比率」・「資金不足比率」をお知らせします。

この比率は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、お知らせするものです。

◆「早期健全化基準」・「経営健全化基準」を超えるとイエローカード

◆「財政再生基準」を超えるとレッドカード

4つの健全化判断比率のうち、いずれかが「早期健全化基準」を超えた場合、「財政健全化計画」を策定し、自主的かつ計画的に財政の健全化を図ることになります。

将来負担比率を除く3つの健全化判断比率が「財政再生基準」を超えた場合、総務大臣の同意が必要な「財政再生計画」を策定することになり、国の管理下のもと厳しい財政の健全化が求められ、大幅な行政サービスの見直しなど、市民生活に大きな影響を与えることとなります。

また、公営企業会計の資金不足比率には、「経営健全化基準」が設けられており、基準を超えた場合、「経営健全化計画」を策定し、自主的かつ計画的に経営の健全化を図ることとなります。

### I. 健全化判断比率は？

(単位：%)

|         | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|---------|--------|----------|---------|--------|
|         | —      | —        | 8.7     | 54.2   |
| 早期健全化基準 | 13.46  | 18.46    | 25.00   | 350.0  |
| 財政再生基準  | 20.00  | 30.00    | 35.00   |        |

※「—」は、黒字となっているため、比率が算定されません。

※ 平成29年度決算数値に基づく、4つの健全化判断比率については、全てが早期健全化基準を下回っています。

## Ⅱ. 資金不足比率は？

(単位：%)

| 企業会計名    | 資金不足比率 | 経営健全化基準 |
|----------|--------|---------|
| 港湾整備事業会計 | —      | 20      |
| 水道事業会計   | —      |         |
| 下水道事業会計  | —      |         |
| 病院事業会計   | —      |         |

※資金不足額がない場合「—」で表示

※ 平成29年度決算数値に基づく、資金不足比率については、資金不足額を生じた会計がなかったことから発生しておりません。

## Ⅲ. 比率の解説

### ◆実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率です。

### ◆連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示す比率です。

### ◆実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す比率です。

### ◆将来負担比率

地方公共団体の一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す比率です。

### ◆資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示す比率です。